

国際取引法学会〈研究報告〉③④

## 特許権の存続期間延長制度改革の提案

(国際知的財産法制部会)

田中康子\*

### I はじめに

医薬品等の分野では、臨床試験等により特許発明を実施できなかった期間を補填する目的で、延長期間を最大5年とする特許権の存続期間の延長制度（延長制度）が昭和63年に施行された。当時わが国の医薬品業界は、いわゆる新薬である先発医薬品（以下、先発品）が市場のほとんどを占めており、後発医薬品（以下、後発品）のシェアはわずかであった。しかし昨今、大型新薬の相次ぐ特許切れと、後発医薬品使用促進政策<sup>1)</sup>により、後発品の市場規模が拡大し、業界の構造変化が起きている。

また延長制度に関しては、平成23年及び平成27年に出された最高裁判決により、特許期間が延長される機会が大幅に増えたが、「延長された特許権の効力」の解釈が不明確となり、その結果、先発品を保護する特許権が満了する時期の予測が困難な状況が生じている。

この様な状況下、先発メーカーは、先発品が承認されると、製品を保護する全ての特許権を延長して維持する対応を取っている。なぜなら、延長された特許権の効力の解釈が不明確なため、安全策として出来るだけ多くの特許権により製品を保護しておきたいからである。後発メーカーは、先発品の特許満了時期を調査して特許切れ後に市場参入できるよう準備するが、効力範囲が不明確な多くの特許権を精査する負担を強いられる。

延長された特許権の効力の解釈については、先般特許庁に判定請求がなされたが、特許庁が判断すべき法上の義務はないとして請求が取下げられている。このような状況下、後発品の審査において先発品特許への抵触有無を確認する医薬品医療機器総合機構（PMDA）にとっても、効力範囲の不明確性が障害になっているのではないかと推察する。

本稿では、医薬品産業の特色について触れた後、延長制度の変遷について検討しつつ、諸外国の状況を参照して問題点を抽出し、国家産業としての医薬品産業の持続的成長を確実なものにしていくために同制度の改正を提案する。

### II 医薬品産業の特色

#### 1 承認制度

医薬品産業は、医薬品医療機器等法（薬機法）に基づき、厚生労働省に管理されており、製造販売するためには許可（承認）が必要である。

医薬品は、医師の処方により購入する医療用医薬品と、誰もが購入可能な一般用医薬品に分けられる。このうち医療用医薬品は、薬機法に

—も く じ—

- I はじめに
- II 医薬品産業の特色
- III 特許期間延長制度の変遷
- IV 諸外国との比較
- V 特許権の存続期間延長制度改革の提案
- VI おわりに

\*たなか やすこ、エスキューブ株式会社代表取締役、エスキューブ国際特許事務所所長、弁理士

定める承認を受ける必要があり、承認書に記載された、名称、成分及び分量または本質、製造方法、用法及び用量、効能又は効果、貯蔵方法及び有効期間、規格及び試験方法、製造販売する品目の製造所、及び原薬の製造所に基づいて製造販売を行わなければならない。承認書に記載された内容を変更する場合には、別途承認を得る必要がある。一般に、2回目以降の承認で、新たな効能・効果を追加することを「効能追加」、新たな剤形（上記承認書の項目では用法にあたる）を追加することを「剤形追加」、新たな用法・用量を追加することを「用法用量追加」という。医療用医薬品は、その価格（薬価）も厚生労働省に管理されており、承認を受けたのち薬価基準に収載（薬価収載）されなければ販売できない。

## 2 先発品と後発品<sup>2</sup>

医療用医薬品は、先発品と後発品に分類される。

先発品は、新薬とも呼ばれ、「新しい効能や効果を有し、臨床試験（いわゆる治験）等により、その有効性及び安全性が確認され、承認された医薬品」である。

後発品は、「特許が切れた後に、先発品と成分や規格等が同一で、治療学的に同等であるとして承認される医薬品」である。より詳しくは、先発品と、同一の有効成分を同一量含む同一投与経路の製剤で、効能・効果、用法・用量が原則的に同一で、既承認医薬品と同等の臨床効果が得られる医薬品である。先発品の特許権が切れているかどうかは、後発品の審査で確認される（パテントリンケージ）。さらに、後発品として当局に製造販売を申請するためには、先発品の再審査期間<sup>3</sup>が終了していることが必要である。後発品の審査では、先発品のデータが利用されるためである。

## 3 業界の構造変化

従来、わが国の医薬品市場は諸外国に比べ後発品のシェアが極めて小さく、後発メーカーも中堅以下の企業がほとんどであった。ところが、

今世紀に入って大型新薬の特許切れが相次ぎ、さらに「後発品数量シェアを80%にする」という後発医薬品使用促進政策により、平成28年度第1四半期の後発品の数量シェアはおよそ60%に達している<sup>4</sup>。

この様な状況下、後発品に参入する先発メーカーが相次ぎ、さらに先発品に参入する後発メーカーも登場するなど医薬品業界で、著しい構造変化が起きている。

## III 特許期間延長制度の変遷

### 1 制度導入からパシーフカプセル事件まで

延長制度は、「医薬品等の一部の分野では、安全性の確保等のための政府の法規制に基づく許認可を得るためのデータ収集とその審査に相当の長期間を要する。その間はたとえ特許権が存続していても権利の専有による利益を享受しえず、その期間に相当する分だけいわば特許期間が侵食され、本来享受できるはずの特許期間を享受し得ないという事態を解消するため。」という立法趣旨のもと、特許法第67条2項において、「特許権の存続期間は、その特許発明の実施について安全性の確保等を目的とする法律の規定による許可その他の処分であって当該処分の目的、手続等からみて当該処分を的確に行うには相当の期間を要するものとして政令で定めるものを受けることが必要であるために、その特許発明の実施をすることが2年以上できなかったときは、5年を限度として、延長登録の出願により延長することができる。」と規定され、1988年に施行された。その後「2年以上できなかったとき」という、いわゆる2年の足切りは、業界の要請によって撤廃され、「できない期間があったとき」に置き換えられて現在に至っている。

延長された特許権の効力については、特許法第68条の2で「特許権の存続期間が延長された場合の当該特許権の効力は、その延長登録の理由となった第67条第2項の政令で定める処分の対象となった物（その処分においてその物の使用される特定の用途が定められている場合に

あつては、当該用途に使用されるその物) についての当該特許発明の実施以外の行為には及ばない。」と規定されており、医薬品の場合には、有効成分及び効能・効果が同一であれば、剤型、用法、用量、製法等が異なる実施の形態にも、延長後の特許権の効力が及ぶこととなる、というのが従来の解釈<sup>5</sup>である。

延長登録出願の審査においては、「その特許発明の実施に第67条第2項の政令で定める処分を受けることが必要であつたとは認められないとき。」は拒絶理由になる（特許法67条の3第1項）。

一方、延長登録出願の審査を経て延長される特許権の効力は、上述の通り解釈されていたので、例えば、ある医薬品について、同一の効能・効果について、剤形追加承認を得た場合、当該承認に基づく延長登録出願をしても、特許庁としては、すでにその範囲については先の延長登録により特許発明の実施が可能になっているので「その特許発明の実施に第67条第2項の政令で定める処分を受けることが必要であつたとは認められないとき。」に該当するとして拒絶していた。

すなわち特許庁の解釈は、厚生労働省の承認実務と合致しない点があった。そのため特許庁の判断を不服として高裁に出訴したケースが複数あった<sup>6</sup>。しかし、パシーフカプセル事件前までは、高裁において特許庁の運用を覆したケースはなく、2回目以降の承認が効能追加の場合にのみ、延長登録が認められていた。

## 2 パシーフカプセル事件後<sup>7</sup>

その後パシーフカプセル事件（最一判平成23年4月28日、平成21（行ヒ）第324～326号）とアバスチン事件（最三判平成27年11月17日、平成26（行ヒ）第356号）により、それまでの運用が大きく変化した。

パシーフカプセル事件では、先行処分と「有効成分」「効能・効果」を同じで、剤形のみが異なる処分（剤形追加承認）によっても、特許権の延長登録が可能である場合があることが確認された。そのため特許庁の運用と齟齬が生じ、

特許権の延長期間の登録出願に関する特許庁の審査基準が改訂された。

その後のアバスチン事件では、剤形追加承認に加えて、先行処分と「用法・用量」のみが異なる承認（用法用量追加）の場合でも、延長が認められることが確認された。したがって再び特許庁の運用と齟齬が生じることとなり、再度審査基準が改訂され現在に至っている。その結果、特許期間が延長される機会が大幅に増えた。

## 3 延長された特許権の効力

延長された特許権の効力については、特許庁の処分（延長登録出願の審査手続き）の是非を争う行政訴訟である上記事件では争点にはならず、明確な判断が困難となった。上記2事件の知財高裁判決では、傍論として、延長された特許権の効力に関する考えが述べられたが、法的拘束力は無く具体的な事案にどのようにあてはめて判断すべきか不明確なままであった。

このような中、平成28年3月30日に、アバスチン事件後初めて延長された特許権の効力について、東京地裁から判決が出された（東京地判平成28年3月30日、平成27(ワ)第12414号）。オキサリプラチン製剤の後発品が、先発側の特許権を侵害するとして差止を求めた事件である<sup>8</sup>。地裁は、延長された特許権の効力について、延長制度の立法趣旨は、特許権者が研究開発に要した費用を回収することができるようにするとともに、研究開発のためのインセンティブを高める目的である旨を述べた上、「『物』に係るものとして、『成分（有効成分に限らない。）及び分量』によって特定され、かつ、『用途』に係るものとして、『効能、効果』及び『用法、用量』によって特定された当該特許発明の実施の範囲で、効力が及ぶものと解するのが相当である。ただし、延長登録制度の立法趣旨に照らして、『当該用途に使用される物』の均等物や『当該用途に使用される物』の實質同一物が含まれる」とした。

「實質同一物」については、被告製品について「当該用途に使用される物」と相違する点がある場合でも、その相違が、周知技術・慣用技

術の付加、削除、転換等に当たり、新たな効果を奏する場合は実質同一物であるとし、「医薬品の有効成分のみを特徴的部分とする発明」では、有効成分以外の成分のみが異なるだけで、生物学的同等性が認められる物については、当該成分の相違は、周知技術・慣用技術の付加、削除、転換等に当たり、新たな効果を奏しないことが多いから、「当該用途に使用される物」の均等物や実質同一物に当たるとみるべきときが少なくない、他方「製剤に関する発明であって医薬品の成分全体を特徴的部分とする発明」では、有効成分以外の成分が異なっていれば、生物学的同等性が認められる物であっても、当該成分の相違は、単なる周知技術・慣用技術の付加、削除、転換等に当たるといえず、新たな効果を奏することがあるから、「当該用途に使用される物」の均等物や実質同一物に当たらないとみるべきときが一定程度存在するとした。すなわち、物質・用途特許では、延長された特許権の効力はより広く、製剤特許ではより狭くなるとの考え方を示したといえる。ちなみに、「周知技術・慣用技術の付加、削除、転換等に当たり、新たな効果を奏しない」とは、いわゆる拡大先願（特許法29条の2）の審査基準<sup>9</sup>で用いられる用語であり、上記均等物はいわゆる均等論とは別の考え方である。

同判決で、延長された特許権の効力の解釈について一つの指針が示されたことの意義は大きい。しかしながら、下級審の判決であること、上記指針を今回判断された製剤特許以外の特許発明についてどのようにあてはめるのか、特許庁の判定で判断がされなかった配合剤<sup>10</sup>についてはどうか等、不明確性に関する課題は残されたままである。

#### IV 諸外国との比較

先発品を創出できる国は限られており、先進国の中でも米国、欧州諸国と日本を含む数か国に留まる。延長制度やデータ保護といった医薬品を保護する制度、及びパテントリンケージのシステムは国毎に異なるので、本稿では、日本の医薬品産業の持続的発展という観点から、わ

が国と同様に先発品を創出できる米国と欧州を中心に、以下比較を行う。

##### 1 特許期間延長制度

同制度が存在するのは、日本、米国、欧州、韓国、台湾、オーストラリア等であり、いずれも延長期間は最大5年であるがそれぞれ立法趣旨や制度の詳細は異なる。

米国では、1984年に制定されたハッチ・ワックスマン法<sup>11</sup>により規定されている。同法の立法趣旨は、先発メーカーと後発メーカーのバランスを取ることに由来し、全体として米国の医薬品産業の発展を促進しようとするものである。

欧州では、1987年から市場独占権である新薬の試験データ保護制度が特許権存続期間延長制度の代替となっていたが、1992年に日米の特許権存続期間の延長制度に相当する補足保護証明（SPC）制度がEEC規則1768/92<sup>12</sup>として交付され、翌年施行された。EEC規則1768/92の前文には、共同体及び欧州において医薬製品の開発には長期の年月と高額な研究費を必要とするものであるから、その研究開発を奨励するためには十分な保護をしなければいけないこと、医薬分野に係る全ての利害関係を考慮し、5年を超える期間にわたる証明書は付与することができない旨等が述べられている。

米国、欧州ともに、1製品につき1件の特許を延長可能、同一特許権については1回のみ延長が可能である。

延長された特許権の効力は、米国では元の特許権の範囲内で、承認された製品（active ingredient）に限られ、用途は限定されない。欧州では、販売承認された製品の医薬としての使用（用途）に及ぶとされている<sup>13</sup>。

##### 2 パテントリンケージ

パテントリンケージとは、後発品の承認にあたり、先発品の特許権への抵触有無を確認するシステムをいう。米国のパテントリンケージが代表的であり、他にもカナダ、メキシコ、シンガポール、中国、オーストラリア、韓国等でも導入されているが、欧州では導入されていない<sup>14</sup>。

米国では、米国食品医薬品局（FDA）が作成するオレンジブック<sup>15</sup>と呼ばれるリストに先発品の特許が記載されていて、後発品申請（ANDA: Abbreviated New Drug Application）の際に、オレンジブックに記載された先発品の特許の状況と申請する医薬品の関係を宣言することになっている。後発品申請については、ハッチ・ワックスマン法で規定されている。

尚、韓国は米国とのFTAにより米国と同様のパテントリンケージシステムを昨年3月に本格導入した。韓国では先発品特許のリストはグリーンリストと呼ばれる。他に、カナダ、シンガポールにも先発品の特許リストがある。

わが国のパテントリンケージについて付け加えると、厚生労働省の平成21年6月5日付け通知<sup>16</sup>にその根拠があるものの、法律に基づくものではない。同通知によれば、医薬品の安定供給を図る観点から、承認審査の中で、先発メーカーの提出する「特許情報報告票」と後発メーカーが後発品申請時に提出する「特許情報」を元に、先発品の特許権と後発品との特許抵触の有無について確認を行っている。そして後発品の承認予定日に、先発品の有効成分に特許が存在することによって当該有効成分の製造そのものができない場合には、後発品を承認しないこと、としている。パテントリンケージにおいて、どの特許が参照されてどのような判断がなされたかは公開されない。

## V 特許権の存続期間延長制度改正の提案

以上検討したように、わが国の延長制度は、延長の機会が諸外国に比べて多く、延長された特許権の範囲が不明確である。そのため、特許権者には、特許管理の負担、及び不要な延長登録出願による出願費用や特許権維持費用の負担が生じ、後発メーカー等の第三者には、先発品の特許期間の終期とその権利範囲の解釈について、すなわち後発品参入時期の判断において過度の負担が生じている。

### 1 制度趣旨

現行制度の特許庁による立法趣旨には、特許期間を補填する目的が述べられているのみであるが、裁判所は「特許権者が研究開発に要した費用を回収することができるようにするとともに、研究開発のためのインセンティブを高める目的」の下に創設されたと、判決において再三述べている。さらに、現在の医薬品業界は制度施行当時とは様変わりし、先発対後発の構図が確立している。

これらに鑑み、制度趣旨として、特許期間を補填する目的の他、特許権者の投資回収と新薬開発のインセンティブの確保、さらに市場における先発品と後発品のバランスを考慮する旨を加えるべきであると考えられる。

### 2 延長登録の要件と手続き

現行制度の根拠となっている特許法67条2項、及び延長登録の要件や手続きについて規定した特許法67条の2、同67条の2の2、同67条の3、同67条の4は、そのまま維持できると考える。明確性と予測可能性を担保する上では、これらの規定は改正する必要がない。

### 3 延長対象となる特許権と1件の特許の延長回数

延長登録出願の対象となる特許権は、現行審査基準<sup>17</sup>では、「承認を受けることが必要であるために特許発明の実施をすることができなかった特許権」となっており、特許権が複数の請求項を有する場合は、少なくともいずれか一つの請求項についてこの要件を満たせばよいとされている。したがって、承認された医薬品（製造方法含む）が特許発明の範囲に含まれる特許権全てとよめるが、これでは、将来どの特許権を延長するか・されるかの予測において、特許権者の管理負担と第三者の監視負担が過度に大きい。

そこで、延長登録出願の対象となる特許権は、承認された医薬品（製造方法含む）が特許発明の範囲に含まれる特許権のうち、特許請求の範

困または発明の詳細な説明のどこかに、承認された医薬品の有効成分が明記されているものとすべきである。さらに、1件の特許は1回のみ延長できるとすべきである。

このようにすることで明確性と予測可能性が担保され、特許権者の管理負担も第三者の監視負担も過度ではなくなるだろう。先発側は、将来医薬品として承認を受ける予定の有効成分を明記した特許出願（分割出願含む）をしておけば実質的に先発品の保護が縮小されることもないと考える。

#### 4 延長された特許権の効力

パシーフカプセル事件以降、傍論ながら裁判所が表明した解釈は、立法当時の特許庁による特許法68条の2の解釈と異なる。特許行政を行う特許庁が考える「承認により実施が可能となった特許発明の範囲」が、薬事行政上の「承認により製造販売可能になった範囲」と合致しないという点は、立法当時の医薬品業界においては、小さなひずみであった。しかしその後先発対後発という構図が確立するにつれ、製品の延命化を切望する先発メーカーと、早期に市場に参入したい後発メーカーの争いがし烈になった結果、何が何でも期間延長したい先発メーカーの起こした訴訟がそれまでの運用を覆すことになり、そのひずみが広がり簡単には取り繕うことができなくなっている。

そこで、新たに加えるべき制度趣旨である「先発品と後発品のバランス」を考慮すると、延長された特許権の効力は、「承認された有効成分、その用途、及びその投与経路の範囲」が妥当であると考えられる。1件の特許は1回のみ延長可能とすることと合わせて、明確性と予測可能性を担保できると考える。このような範囲により、延長期間中の後発品の参入は阻止できる一方、同一有効成分、同一用途で、異なる投与経路の新薬の参入も可能である。先発品の過度な保護にもあたらないと考える。

#### 5 パテントリンケージの強化

現在当局が運用するパテントリンケージは、

法上の規定がなく非公開で行われているため、不透明であると言わざるを得ない。延長制度が改正され、明確性と予測可能性が担保されたとしても不透明性は解消しない。さらに、特許行政を行う特許庁ですら判断しない延長された特許権の効力について、薬事当局が判断を行うというのは理解し難い。

そこで、米国の様に、先発品の特許リストを作成して公開し透明性を担保することが望まれる。さらにこのリスト上の特許のステータスや、延長された特許権の効力を含む効力の範囲の解釈については、特許庁に問合せられるようにしてはどうだろうか。現在の判定制度（特許法71条1項）をうまく活用すれば、誰にとっても明確性を提供できると考える。

#### VI おわりに

以上述べた通り、明確性と予測可能性を担保すべく、延長制度は改正する必要がある。さらに、先発品の特許権を尊重し、特許権侵害により医薬品の安定供給を妨げることが無いよう、パテントリンケージシステムも合わせて改正する必要があると考える。

TPPでも、医薬品の知的財産保護を強化する制度として、特許期間延長制度、データ保護、及びパテントリンケージを導入することが求められているように、これらの制度を、有効活用して、わが国の医薬品産業の持続的成長を実現すべく整備する時がきている。

#### 〔注〕

- 1 厚生労働省 HP より ([http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuu/kouhatu-iyaku/](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/kouhatu-iyaku/)) (as of October 2, 2016)
- 2 田中康子「後発医薬品80%時代の特許戦略」LES JAPAN NEWS Vol.57 No.3 (2016), 80~89頁
- 3 「再審査制度・再評価制度について」(厚生労働省医薬食品局審査管理課) [http://www.cao.go.jp/consumer/history/01/kabusoshiki/tokuho/doc/110228\\_shiryuu5.pdf](http://www.cao.go.jp/consumer/history/01/kabusoshiki/tokuho/doc/110228_shiryuu5.pdf) (as of October 21, 2016)
- 4 平成28年度第1四半期ジェネリック医薬品シェア分析結果について 平成28年9月29日(日本ジェネリック製薬協会) ([http://www.jga.gr.jp/wp-content/uploads/2016/09/GEshareH28\\_1Q.pdf](http://www.jga.gr.jp/wp-content/uploads/2016/09/GEshareH28_1Q.pdf))

- (as of October 2, 2016)
- 5 特許庁「工業所有権法（産業財産権法）逐条解説〔第19版〕」233～234頁
  - 6 前田健「特許権の本質と存続期間の延長登録」神戸法学雑誌65巻1号（2015）1～44頁（<http://www.lib.kobe-u.ac.jp/repository/81009059.pdf>）（as of October 2, 2016）
  - 7 田中康子「存続期間が延長された特許権の効力について」国際商事法務 Vol.43 No.9（2015），1352～1358頁
  - 8 対象特許権（特許第3547755号）は、平成27年8月7日に20年の特許期間が満了しており、先発品のエルプラット®の承認に基づき期間延長され、延長後の特許期間は平成32年1月29日まで。
  - 9 特許・実用新案審査基準 第三部第3章拡大先願（[https://www.jpo.go.jp/shiryoku/kijun/kijun2/pdf/tukujitu\\_kijun\\_bm/03\\_0300bm.pdf](https://www.jpo.go.jp/shiryoku/kijun/kijun2/pdf/tukujitu_kijun_bm/03_0300bm.pdf)）（as of October 18, 2016）
  - 10 判定2014-600018他（<http://tokyo.shinketsu.jp/decision-word/pt/71%8F%F01%8D%80++%8E%B5%88%EA%8F%F0%88%EA%8D%80/page0.html>）（as of October 18, 2016）
  - 11 21 U.S.C. § 505 (j), Drug Price Competition and Patent Term Restoration Act.
  - 12 Council Regulation (EEC) No. 1768/92 of 18 June 1992 concerning the creation of a supplementary protection certificate for medicinal products.
  - 13 田中・前掲注（7）1355～1356頁
  - 14 Ravikant Bhardwaj et al. "The Impact of Patent Linkage on Marketing of Generic Drugs" Journal of Intellectual Property Rights Vol18, July 2013, 316-322（[http://nopr.niscair.res.in/bits/tream/123456789/20282/1/JIPR%2018\(4\)%20316-322.pdf](http://nopr.niscair.res.in/bits/tream/123456789/20282/1/JIPR%2018(4)%20316-322.pdf)）（as of October 16, 2016）
  - 15 Orange Book（<http://www.fda.gov/Drugs/InformationOnDrugs/ucm129662.htm>）（as of October 16, 2016）
  - 16 平成21年6月5日付け 医政経発第0605001号 薬食審査発第0605014号「医療用後発医薬品の薬事法上の承認審査及び薬価収載に係る医薬品特許の取扱いについて」（[https://www.jpo.go.jp/shiryoku/toushin/shingikai/pdf/entyou-wg05\\_shiryoku/sankou\\_2.pdf](https://www.jpo.go.jp/shiryoku/toushin/shingikai/pdf/entyou-wg05_shiryoku/sankou_2.pdf)）（as of October 2, 2016）
  - 17 特許・実用新案審査基準 第九部 特許権の存続期間の延長（[http://www.jpo.go.jp/shiryoku/kijun/kijun2/pdf/tukujitu\\_kijun/09\\_0100.pdf](http://www.jpo.go.jp/shiryoku/kijun/kijun2/pdf/tukujitu_kijun/09_0100.pdf)）（as of October 17, 2016）

IEL

## オー！ ミステイク

177番 ● 来年も続くか異例ずくめの2016年

今年の有為転変（2016 Mutability）の最大の驚いたニュース（Astonishing events）はBrexitとTrump Triumphsであり、いずれもグローバリズムにnonを示したことに対し、わが国政府は遅ればせながらパリ協定・先頭に立つTPP推進・紛争国に陸自隊派遣とグローバル化に範を示そうとするが果して来年はどうか。詳しくはメディアに譲るが、年末は英米日のこぼれ話のツイッターでご免。

1）英国の国歌の“God Save the Queen”（神よクイーン/キングを守り給え）は、連合王国の全国民が等しくGracious and Nobleに斉唱（Unison）されているのかどうか、分裂・分離・離脱なきGreat BritainのUnited Kingdomを希む。

2）今度の大統領選はRepublicanの番と予想していたが、トランプ勝利のスローガン“Make America Great Again”のbig mouthが本音か建て前か訝（suspect）ながら世界に衝撃（stun）を与えたまま新年1月20日の大統領就任まで待たされる。

3）その初日に斉唱する国歌星条旗（The Star-

Spangled Banner）の13 statesの連合をUnited States of America（アメリカ合州国）と素直に訳さなかったのは何故か。Stateの定訳は州であって公認国（KuwaitとQatarはState of）でないのにIslamic Stateをイスラム国（私訳：占拠領）と訳すのは何故か。

4）昨今気になっていた駆け付け警護の英訳のこと“11月25日の閣議で公式英訳しないと決め首相官邸ホームページにローマ字表記、このこと先11月号一口メモリーで書いた“Kaketsuke Keigo”の英訳として“Rushed to the rescue mission”とどこかの英字新聞にあり政府の真意が外国人に分かってもらえるかどうか。

以上の寸評に付言すると、1）来年の独・仏の大統領選によるEUの変革をみてのスコットランドの動き、2）TPP離脱のための再交渉のことも、3）米国国家のメロディーは聞くが、「おおわれら星条旗よ夜明けの空……」の出だしの歌詞は知られていない、4）駆け込みも“rush”を使い“hasten”と同じく急いで行うことの意味あり。

（小原三佑嘉）